



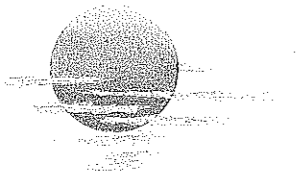
いばらき

農業委員会だより

平成28年1月
(創刊昭和50年11月)

第160号

編集・発行
茨木市農業委員会
茨木市駅前三丁目8番13号
Tel620-1677(事務局)



謹賀 新年



新年明けましておめでとうございます。皆様にはご家族お揃いで、お健やかに新しい年をお迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は、農業委員会活動に格別のご高配とお力添えを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業委員会を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。農業委員会法の一部が改正され本年4月1日から施行されます。改正法では、農業委員の選任は公選制を廃止し、市長が議会の同意を得て任命することになり、農地の権利移動の許可等とともに、担い手への農地の集積集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規農業参入の促進に取り組んでいくことなど、農地等の利用の最適化が主な業務となっております。

また、現在農業委員が地域を担当し現場活動を担っていますが、改正後は農地利用最適化推進委員が設置され、担当地域において農家の相談に応じ、農地等の利用の最適化を進めていくこととなります。

なお、農業委員、農地利用最適化推進委員の体制は、平成29年7月の次期改選期からとなりますので、新たな体制整備に向けた検討が必要であると考えているところであります。

TPP交渉に関しましては大筋合意に達しましたが、米に関して影響を見通すのは現時点では非常に困難であります。消費者の米離れも進んでいることや、輸入米の増加圧力、米菓の関税削減などが米価下落の要因となり得ます。また、野菜でも大根やナス、ジャガイモなどの関税が撤廃されると影響が出てくると思われることから、農業者の意欲がなくなるような施策が必要であると考えております。

このように、大転換期を迎えている中、我々農業委員会も関係機関と連携を図りながら体制整備、施策提言など一層の取組みを行ってまいりたいと考えております。今後とも、農業委員会活動に、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈りし、新年のごあいさついたします。



茨木市農業委員会

会長 大上 眞明

新年のごあいさつ

農林産物品評会特賞入賞者一覧

(敬称略)

茨木市長賞	塩田 寛
茨木市議会議長賞	西島 徹
大阪府知事賞	田所 壽一
茨木市農業委員会会長賞	小林 鷹子
茨木市農業協同組合長賞	井上 恵美子
茨木市農業振興団体連合会会長賞	中塚 修
茨木市農協実行組合長会連絡協議会会長賞	河端 治
大阪府森林組合茨木市林業推進協議会会長賞	岡野 孝子
大阪府農業会会長賞	西野 貞夫
三島地区農業委員会連合会会長賞	浅田 泰子
大阪府農業協同組合中央会会長賞	小林 誠利
全国農業協同組合連合会大阪府本部長賞	浅井 薫
大阪府信用農業協同組合連合会会長賞	浅川 宏志
全国共済農業協同組合連合会大阪府本部長賞	増田 信雄
大阪エコ農産物「いばらきっ子」賞	猪谷 昭弘
大阪府森林組合長賞	岩本 輝雄
大阪府北部農業共済組合長賞	澤田 悦夫
大阪府農業共済組合連合会会長賞	楚和 正雄
大阪府花き園芸連合会会長賞	田仲 久子

第41回農業祭が、平成27年11月21日(土)、22日(日)の2日間、「都市と農村のふれあいを求めて」をテーマに、市役所前北・南グラウンドで開催されました。

会場では、市内農家が丹精込めて栽培した野菜や果実等が販売され、新鮮な農産物を買求める家族連れなど約5万人が訪れました。農産物にはあつという間に完売し、大盛況となりました。

また、姉妹都市の香川県小豆島町、大分県竹田市の物産コーナーも大変賑わいでした。

農林産物品評会には、野菜、果実、花き等974点の出品があり、特賞19点、優秀賞30点、努力賞14点が入賞し、表彰状が贈られました。品評会出品物は展示された後に即売会が行われ、来場者へ販売されました。

なお、特賞に入賞されました方々は、左表のとおりです。

第41回

茨木市農業祭

お天気にも恵まれ、大盛況!



茨木市農業祭

開会挨拶



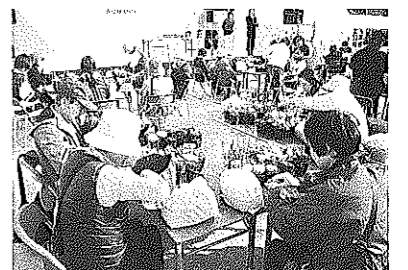
農業委員による農地相談



品評会出品物展示



販売コーナー



寄せ植え体験

農業委員選挙が廃止、選挙人名簿登載申請書の送付はありません

茨木市農業委員会の委員は、現在、選挙による委員18人、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区が推薦する委員各1人、議会が推薦する委員3人の合計24人で構成されています。

昨年までは、農業委員の選挙等に必要なため、毎年、選挙人名簿の登載申請書を送付していましたが、農業委員会等に関する法律の改正により、全ての委員を市長が任命することとなるため、次回の改選期(平成29年7月)から農業委員選挙は実施されず、また、選挙人名簿も作成されません。

このため、例年送付している選挙人名簿の登載申請書の送付は、ありません。

問合せ先 農業委員会事務局
TEL.620-1677

農業委員会制度が変わります

平成27年9月4日、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正されました。

今後、次のような委員会制度の変更が行われます。

- 1 農業委員会業務の重点化 (平成28年4月1日～)

農業委員会業務の重点は、農地利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進)であることが明確化されます。
- 2 農業委員の選出方法の変更(公選制の廃止)

[現行]

 - ①選挙委員 農業者の中から選挙で選出
 - ②選任委員 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区及び議会が推薦する人を市長が選任

[次回の改選期] (平成29年7月20日～)

 - ①選挙制度を廃止し、全ての委員を市長の任命制に変更(議会の同意が必要)
 - ②委員を任命する際は、一定割合で認定農業者を選任し、また、女性、青年を登用することが求められる。
- 3 農地利用最適化推進委員の新設 (平成29年7月20日～)
 - ①農業委員会が最適化推進委員を委嘱
 - ②地域において農地利用の最適化を推進

農業生産法人の要件等が見直されます

上記の改正とともに農地法の一部が改正され、農地を所有できる法人(農業生産法人)の要件等が、平成28年4月1日から見直されます。

主な変更内容は、次のとおりです。

- 1 役員(農作業従事要件)

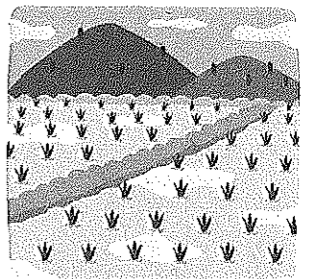
[現行] 農業に常時従事する役員(過半数)が農作業に従事

[見直し後] 役員又は重要な使用人のうち1人以上の者が農作業に従事
- 2 議決権要件

[現行] 農業者以外の者の議決権は、原則として総議決権の4分の1以下

[見直し後] 農業者以外の者の議決権は、総議決権の2分の1未満
- 3 農地を所有できる法人の名称

農業生産法人の名称を、農地所有適格法人に変更



大阪府農業委員大会

平成27年度大阪府農業委員大会が、10月29日、大阪国際交流センターにおいて開催され、茨木市農業委員を含む府内農業委員等約800人、一般消費者等約100人の合わせて約900人が参加しました。



農業委員大会

第1部では、大阪府農業会議中谷会長の挨拶があり、農業委員会法、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が9月4日に成立し、農業委員の公選制廃止、農地利用最適化推進委員の新設等の農業改革の動向や、さらにはT P P交渉が大筋合意

に至り、我が国は農林水産分野で、かつてない規模の市場開放を行うこととなり、国民の食と命、日々の生活に大きな影響を及ぼし、国の形を変えかねない極めて重大な問題であると述べられました。

続いて、農業委員等永年在任者表彰、なにわ農業賞の表彰とともに、「大阪府独自の担い手育成施策に関する要請決議」、「新たな農業委員会

の機能・役割の推進に関する申し合わせ決議」、また特別決議として「T P P大筋合意に伴う緊急要請」

の議案説明があり、それぞれ満場一致で採択されました。

第2部では、「医食農連携活動のすすめー田や畑の未来は私たちの未来に繋がるー」をテーマに、医師・シニア野菜ソムリエの宮田恵氏が講演され、食の選択・未来の選択、高齢化社会における医農連携等を紹介されました。

永年在任者表彰

永年在任者表彰

井路端富男氏が、市町村農業委員会の発展に貢献したことにより、大阪府農業会議から永年在任者表彰(10年)を受賞されました。

農地の貸し借りは正規の手続で、利用権設定の活用を

1 農家の皆さん、こんな農地はありませんか?

- ①昔から手続をせずに農地を貸して(借りて)いる。
- ②手続をしていないから分からない農地を貸して(借りて)いる。
- ③親戚、知人を信頼しているので貸し借りの手続をしていない。
- ④手続が面倒だから何もせず貸して(借りて)いる。
- ⑤税金、転作等の関係があるので手続をしていない、など...



2 法律の保護がありません。面倒くさい、手続しなくても...、は止めましょう!

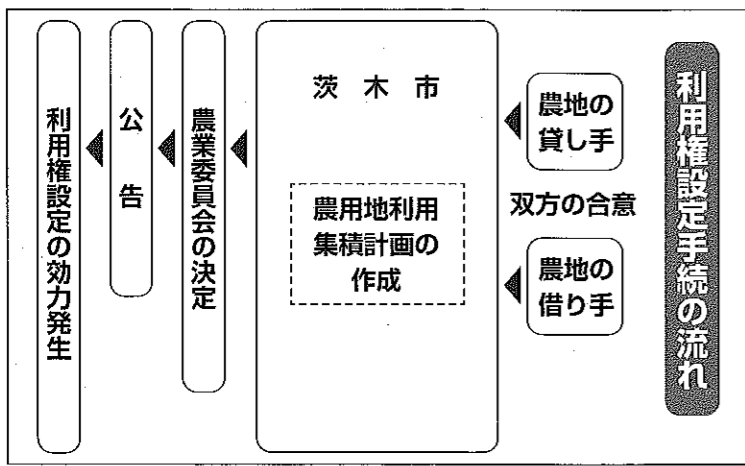
法的な手続を行っていない農地の貸し借りは、農地法違反の状態であることから契約そのものに法的効力が生じません。地主、借り主ともに、

将来に向かって不安定な状態で耕作を続けることとなります。地主も、いざ農地を売ろう、貸そうと考えても、お互いの認識の違いからトラブルが発生し、解決に時間を要する場合があります。

3 トラブルを避けるために、農地の貸し借りは正規の手続で

- ①茨木市(農林課)を通じて正規の手続を行うので、安心して農地の貸し借りができます。
- ②契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に地主に農地が返ってきます。また、期間終了後も、再度、貸し借りの手続を行うこともできます。
- ③手続が簡単で、農地法の許可は不要です。

※利用権設定ができる農地は、市街化調整区域内の農地に限りません。



※農地としての利用のため、貸し付ける相手方は、原則、農業者に限られます。

※手続には、登記事項証明書、印鑑証明書等の書類が必要になります。

※貸し借りが終了したときは、地主が農地の管理を適正に行ってください。

詳しくは、農林課(TEL 620・1622) 推進係又は農業委員会事務局(TEL 620・1677)へお問い合わせください。